

平塚市電子納品特記仕様書「工事編」

第1条(適用範囲)

本特記仕様書は、平塚市が発注する工事等（以下、「工事」という。）の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

第2条(電子納品)

電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「平塚市電子納品運用ガイドライン【工事編】」（以下、「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

第3条(電子納品実施における管理責任者の設置)

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。

第4条(成果品の納品)

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）に格納し、土木系工事は1部、建築系工事は2部納品する。なお、電子納品の対象外とした品目は、従来どおり紙で納品する。「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して納品する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

第5条(成果品の確認)

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

第6条(その他)

受注者は、工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

平成22年4月1日
最終改訂 令和8年2月1日
平塚市総務部契約検査課